

# 太田川漁業協同組合

## 内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

制定

昭和 年 月 日 議決 昭和 年 月 日 静岡県認可

改正

平成 20 年 10 月 19 日 議決	平成 21 年 11 月 17 日 静岡県認可
平成 25 年 10 月 24 日 議決	平成 26 年 1 月 1 日 静岡県認可
平成 27 年 8 月 24 日 議決	平成 27 年 10 月 15 日 静岡県認可
平成 29 年 12 月 26 日 議決	平成 30 年 2 月 27 日 静岡県認可
令和 2 年 4 月 15 日 議決	令和 2 年 5 月 20 日 静岡県認可
令和 5 年 3 月 12 日 議決	令和 5 年 6 月 1 日 静岡県認可
令和 5 年 9 月 24 日 議決	令和 6 年 1 月 1 日 静岡県認可
令和 7 年 3 月 15 日 議決	令和 7 年 5 月 23 日 静岡県認可

(目的)

第1条 この規則は太田川漁業協同組合が免許を受けた内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ・うなぎ・あまご・おいかわ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁はそれぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間
あゆ漁業	友 釣	針はイカリ3本 又は4本1段以 内又はチラシ2 本以内とする	(特別区(棕地川の炭焼 の杜・明ヶ島キャンプ場 事務所上流2.0kmに漁協 が設置した看板から同事 務所下流1.5kmに漁協が 設置した看板までの区域 をいう。以下同じ。)を除 く。)全区域	6月 1日 ～12月31日
			吉川の蔵雲橋及び三倉川 の元開橋より下流の全区 域	6月 1日 ～12月31日
	石川釣 (どぶ釣) 餌 釣	針は2本以内と する	吉川の蔵雲橋及び三倉川 の元開橋より上流の全区 域(特別区を除く。)	9月 1日 ～12月31日
ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 規 模	エ 区 域	オ 期 間

うなぎ漁業	餌釣 ウゲ 置針	ウゲは長さ80cm、口径15cm以内とする。 置針は10本以内とする。	(特別区を除く。) 全区域	6月 1日 ～9月30日
あまご漁業	餌釣 和式毛針(テンカラ)	針は2本以内とする	全区域(特別区を除く。)	3月 1日 ～9月30日
	フライフィッシング 和式毛針(テンカラ) <sup>(注1)</sup>		特別区 <sup>(注2)</sup>	
おいかわ漁業	餌釣 流し毛針釣	針は2本以内とする	全区域(特別区を除く。)	1月 1日 ～12月31日

(注1) 特別区において、採捕したあまごは所持せずその場で再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。

(注2) 特別区は、看板及びロープにて4区画(A、B、C、D)に区分し、1日当たり1区画当たり1グループのみ遊漁を行うことができる。

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
あ ゆ	全長 7cm 以下
う な ぎ	全長 15cm 以下
あ ま ご	全長 12cm 以下
おいかわ	全長 7cm 以下

(釣り大会のための遊漁の制限)

第5条 組合が釣大会等を開催するため1定期間、1定区域における遊漁を制限した場合はこれに従わなければならない。

2 組合は前項の制限をしようとする場合はその10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は組合の掲示場又は静岡新聞に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により、組合が定め公示する場所において納付するときの遊漁料は次表のとおりとする。

ただし遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次表の遊漁料に500

円を付加して得た額とする。

魚種	区域	漁具・漁法	遊漁料	
			1日	1年
あゆ	全区域(特別区を除く。)	友釣、どぶ釣、餌釣	1,500	7,000
うなぎ	全区域(特別区を除く。)	餌釣、うげ、置針		
あまご	全区域(特別区を除く。)	餌釣・和式毛針(テンカラ)		
	特別区	フライフィッシング・和式毛針(テンカラ)	3,500	
おいかわ	全区域(特別区を除く。)	餌釣、流し毛針釣	1,500	7,000

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 太田川漁業協同組合事務所(周智郡森町問詰 1115 番地の 1)
- (2) 岩附オトリ店(周智郡森町問詰 1362 番地の 4)
- (3) 友田オトリ店(周智郡森町城下 136 番地の 3)
- (4) 竹内釣具店(磐田市二之宮 1692 番地の 1)
- (5) かめや釣具袋井店(袋井市堀越 3-6-6)
- (6) 高川釣具店(掛川市中央 2-4-26)

3 次表に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず、次表の各ウ欄のとおりとする。

ウ欄	18歳以下の者	無料
	満70歳以上の高齢者、身体障害者及び女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 第5条に基づく釣大会等における大会遊漁料は本条第1項及び第3項の規定にかかわらず次のとおりとする。

大会名	遊漁料		
	大人(高校生以上)	小中学生	身体障害者
あゆ友釣大会	3,000円	1,500円	1,500円
あまご釣大会	3,500円	1,750円	1,750円

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第6条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。ただし、特別区においては、別記様式(1) - 2の特別区遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の順守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、また以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は令和7年5月23日より施行する。